

財政諮問第1号

平成24年7月11日

水戸市使用料等審議会 様

水戸市長 高橋 靖

水戸市使用料等受益者負担の適正化について(諮問)

水戸市使用料等審議会条例(平成16年条例第3号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

住民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料の改定について諮問いたします。



使審答申第1号

平成24年9月28日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市使用料等審議会

会 長

井上 繁

水戸市使用料等受益者負担の適正化について(答申)

平成24年7月11日付け財政諮問第1号で当審議会に諮問のあった、水戸市使用料等受益者負担の適正化について、下記のとおり答申いたします。

記

1 使用料の現在の状況

下水道事業及び農業集落排水事業は地方公営事業であることから、利用をしている受益者が経費を負担することが原則です。つまり、国が定めた基準に基づく一般会計からの繰入金を除いた運営経費については、使用料などの自主財源で賄うことが基本であり、汚水処理に係る費用は使用料で100%賄われるべきものです。

しかしながら、下水道事業においては、受益者負担率である賄い率が平成22年度では42.0%であり、政令市を除く32県庁所在市の平均69.0%と比較すると27ポイントも下回っています。

農業集落排水事業においても、平成22年度の賄い率が25.7%であり、政令市を除く24県庁所在市の平均46.7%と比較すると21ポイントも下回っています。

他市と比較して賄い率が低いということは、すなわち、国の繰出基準を大きく上回る一般会計からの繰入金に依存している経営状況を示すもので、下水道等の使用者とそれ以外の市民との負担の公平性という観点からも大きな問題であり、市全体の財政の硬直化を招く要因のひとつであることから、早急に改善すべきであります。

2 審議の経過

当審議会は、使用料の現在の状況やそのあり方、及びそれぞれの事業の経営状況や経費削減の取り組みなどを中心として審議を行いました。

その中で、維持管理費の節減や借入金利子の軽減などの更なる経営改善を行うべきである、接続をしていない世帯に対し接続を促し接続率の向上を図るべきである、収納率の向上を図るべきである、など賄い率向上策を使用料改定に優先して実施すべきとの意見がありました。一方では、経費節減等に伴いサービスの低下をきたすことのないよう、人材育成や技術の継承にも努めるべきとの意見もありました。

また、旧水戸地区と旧内原地区の料金体系は、合併から相当期間が経過していることから統一を図るべきである、農業集落排水処理施設使用料については、利用者負担の適正化を図るため、現在の定額制から従量制への移行の検討を早急に行うべきであるとの意見がありました。

当審議会では、これらの経営改善策を実施しても、賄い率が非常に低い現状においては、平成25年度以降に使用料改定を行う必要があると判断しました。

使用料改定の検討においては、早急に経営改善を図るため改定を短期間で実施すべきであるとの意見がある一方、市によって経営状況や財政状況などの事情が異なることから、必ずしも平均の賄い率を目標としなくてはならない訳ではない、使用料は家計に大きな影響を与える公共料金であり、急激な上昇は避けるべきであるなどの意見がありました。

これらの議論を踏まえて、当審議会では、それぞれの使用料改定について、考え方を次のように整理しました。

下水道使用料については、整備が進み普及率が73.3%となり32県庁所在市の平均75.7%にほぼ達したことなどから、当面の目標とする賄い率を、32県庁所在市の平均69%を考慮して70%としました。

農業集落排水処理施設使用料については、使用料が下水道と比較して割高であることなどを考慮し、当面の目標とする賄い率を、24県庁所在市の平均46.7%ではなく35%としました。

これらの賄い率を目指した改定となりますが、急激な使用料の引き上げは市民生活に大きな影響を与えることから、両事業とも3年ごとに2回に分けて改定を行うこととしました。

3 審議の結果

以上を踏まえ、次の各項目を実施されるよう提言いたします。

(1) 経営改善について

- ・ 下水道事業及び農業集落排水事業の運営については、引き続き、接続率の向上や収納率の改善などの歳入確保を図るとともに、徹底した経費節減などの歳出削減を行い、独立採算の確立を長期的目標として更なる経営改善に努めること。

(2) 使用料改定について

- ・ 下水道使用料については、当面の賄い率の目標を平成 28 年度 70%とし、平成 25 年度に旧水戸地区は 17.1%、旧内原地区は 3.8%の改定をそれぞれ行い料金の統一を図り、平成 28 年度に 17.1%の改定を行うこと。
- ・ 農業集落排水処理施設使用料については、当面の賄い率の目標を平成 28 年度 35%とし、平成 25 年度に旧水戸地区は 19.4%、旧内原地区は 24.7%の改定をそれぞれ行い料金の統一を図り、平成 28 年度に 18.4%の改定を行うこと。

(3) その他

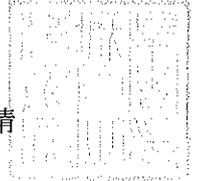
- ・ 受益者負担の原則やそれぞれの事業の経営状況を分かりやすく丁寧に市民に説明を行い、使用料改定に対して市民の理解を得ること。
- ・ この答申を踏まえて使用料改定を行うにあたっては、消費税の増税や他の公共料金等の改定状況も勘案し、市民生活に与える影響について考慮すること。

財政諮問第1号

平成25年9月5日

水戸市使用料等審議会 様

水戸市長 高橋 靖



水戸市使用料等受益者負担の適正化について(諮問)

水戸市使用料等審議会条例(平成16年条例第3号)第2条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

住民負担の公平性の確保と受益者負担の適正化を図るため、一般会計及び特別会計の使用料(下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を除く。)及び手数料の改定について諮問いたします。

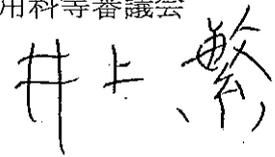
使 審 答 申 第 1 号

平成 25 年 12 月 6 日

水戸市長 高橋 靖 様

水戸市使用料等審議会

会 長



水戸市使用料等受益者負担の適正化について(答申)

平成 25 年 9 月 5 日付け財政諮問第 1 号で当審議会に諮問のあった、水戸市使用料等受益者負担の適正化について、下記のとおり答申いたします。

記

1 使用料及び手数料の状況と検討の対象

市は、行政として提供する様々な施設や人的サービスの対価として、使用料及び手数料（以下「使用料等」という。）を受益者から徴収しています。

本市の一般会計及び特別会計の使用料等の平成 24 年度決算は、使用料については約 47 億 5,200 万円、手数料については約 12 億 2,500 万円、合計で約 59 億 7,700 万円と、それぞれ施設管理及び事務執行において重要な財源となっています。

このうち、平成 24 年度に検討した下水道使用料及び農業集落排水処理施設使用料を除く全ての使用料等を平成 25 年度の検討対象としました。ただし、市営住宅家賃など法令等により規定されているもの及びごみ処理手数料など他の審議会で検討を行うものについては、検討の対象外としました。

2 審議の経過

当審議会は、使用料等を「受益者の範囲」と「受益の性質」という 2 つの観点から行政サービスの区分ごとに定めた受益者負担率の基準と、実際の受益者負担

率の状況を比較することにより適正化の検討を行いました。

また、目的外の使用のみ料金を徴収している施設使用料等については、受益者負担率の算定が困難であるため、受益の内容と料金を比較することにより検討を行いました。

審議に当たっては、55件の使用料等を調書に基づき、受益者負担率の算定の基礎となるコストの内訳、使用料等の決算状況、施設の運営体制や事業の実施方法などについて検討しました。また、利用拡大の取組の検証や他市との料金の比較も行いました。

このうち、実際の受益者負担率が基準と大きく乖離しているものなど23件については、各担当課からヒアリングを実施し詳細な内容を確認しました。

審議の中では、施設運営費及び事務経費の削減に努めるべきである、利用の拡大により使用料等の増収を図るべきである、サービスごとに利用者数の目標を具体的に設定すべきである、など受益者負担率の向上策を料金改定に優先して実施すべきであるとの意見がありました。加えて、市民の利便性向上に配慮した行政サービスを提供する必要があるとの意見もありました。

また、施設の利用許可にあたっては、行政が運営する施設であることに鑑み、どのような利用者がどのような目的で使用するのかという利用実態を的確に把握するなど管理規定を遵守し、市民の理解が得られる運営に努めるべきであるとの意見がありました。

さらに、次の審議に際しては、受益者負担率の基準を公益的な役割や運営内容などに即して見直すべきであるとの意見もありました。

3 審議の結果

以上を踏まえ、次の各項目を実施されるよう提言いたします。

(1) 使用料等の基本的なあり方について

ア コストの削減

使用料等の市民負担を求める前提として、運営コストの徹底した削減を行うこと。特に、従来の運営手法にとらわれることなくボランティアの活用な

どによる人件費削減や指定管理者制度の導入などについて検討を行うこと。

イ 利用の拡大

料金改定に優先して利用者増や利用率向上による収入増を図る必要があり、そのために更なるサービス向上に努めること。

また、積極的な広報による広域的な利用の拡大を図ること。

ウ 市民満足度の向上

使用料等の見直しは、市の厳しい財政状況を背景とする収支改善の視点からだけでなく、常にサービスを受ける側の市民の視点に立ち、市民満足度の向上を目指した質の高い行政サービスの提供に努めること。

(2) 使用料等の改定について

ア 新たに徴収するもの

(ア) 犬の注射済票交付手数料及び犬の注射済票再交付手数料

コストの状況や県内他市が料金を徴収していることなどを考慮し、交付は500円、再交付は300円を徴収すること。

(イ) 地域密着型サービス事業者等指定申請手数料及び地域密着型サービス事業者等指定更新申請手数料

コストの状況などを考慮し、指定申請は30,000円、指定更新申請は15,000円を徴収すること。

(ウ) 老人福祉センター入浴施設使用料

過去の答申及びコストの状況などを考慮し、100円を徴収すること。

なお、低所得者等に対する減免制度などを併せて検討すること。

イ 改定するもの

(ア) 幼稚園保育料

過去の答申、コストの状況、改定から30年以上が経過していることなどを考慮し、現在の6,000円を7,000円に改定すること。

なお、幼保一元化の取組を積極的に進めるなど魅力ある運営に努め、定員充足率の向上を図ること。

(イ) 自転車保管手数料

他市の状況や撤去にかかる負担などを考慮し、原動機付自転車については自転車より高い料金に改定すること。

ウ その他

(ア) 体育施設使用料

利用状況を踏まえ、時間単位料金制の導入や部分利用料金の設定など料金体系を見直すこと。また、実費相当額である照明料金については定期的な見直しを行うこと。

(イ) 優良観光土産品登録手数料

対象土産品のブランド力や魅力がより向上する事業となるよう、実施主体を含めた制度のあり方について検討すること。